

令和 3 年 12 月
国 税 庁

「法人の青色申告の承認の取消しについて」の一部改正について（事務運営指針）

改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）により電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部が改正されたことに伴い、平成 12 年 7 月 3 日付課法 2-10 ほか 3 課共同「法人の青色申告の承認の取消しについて」（事務運営指針）について所要の整備を行ったものです。

以上